

## インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている 定点医療機関からのみ患者数は報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

全国にはインフルエンザ患者数を報告する医療機関が5,000カ所、長崎県では70カ所、長崎市保健所管内に17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何名のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字ですから定点当たり報告数が3ならば、1つの医療機関で1週間に3名のインフルエンザ患者を診療した、ということです。

この数字が1以上ならその地域は流行域に入ったことになり、10以上なら注意報、30以上なら警報となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

平成28年の第10週は3月7日から3月13日までの週です。長崎県は25.13で、前週より低下してきています。長崎市は23.88と、これも前週を少し下回りました。しかしまだ県内で警報レベルの終息基準である「10」を下回った地区はありません。特に県北地区では43.00と、インフルエンザはまだ猛威をふるっています。

長崎県全体、長崎市ともにピークを過ぎていますが、その後の減少は穏やかで、引き続き動向に注意が必要です。十分な休息、手洗い、うがいを心掛けてください。のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、筋肉痛・関節痛がみられたら早めに医療機関を受診してください。

